

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年3月11日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月25日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成26年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 牛池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 林下井地区	〃
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) たなご池地区	〃
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 権現池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東台尾地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 岩破地区	〃
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 和田池地区	〃